# 新判決例研究



# フランク三浦事件判決

知的財産権法研究会<sup>1</sup> 弁護士・弁理士 横尾 和也

知的財産高等裁判所平成28年4月12日判決

(平成27年 (行ケ) 第10219号 審決取消請求事件) (最高裁判所ホームページ知的財産裁判例集)

# 第1 事案の概要

Yは、全世界における「FRANCK MULLER」ブランドの知的財産を所有・管理することを目的とする会社であり、平成4年の設立以来、Yの代表的商標である「フランク ミュラー」(「フランク・ミュラー」と前半の文字と後半の文字を「・」(中点)を介して成るものを含む。)の文字から成る商標(以下「Y使用商標1」という。)と、これの語源となった「FRANCK MULLER」の文字から成る商標(以下「Y使用商標2」という。「Y使用商標1」と併せて「Y使用商標」という。)を商品「時計」について使用し、日本を含む世界各国で広告及び販売してきた。

Xは、下記の商標(以下「本件商標」という。)について登録出願を行い、設定登録後(争いなし)、インターネット上及び店舗等において、本件商標を付した時計を販売した。

商標登録第5517482号

商標の構成
フランク三語

登録出願日 平成24年3月27日

登録査定日 平成24年7月31日

設定登録日 平成24年8月24日

指定商品 第14類「時計、宝玉及びその原石並びに宝玉の模造品、キーホルダー、身飾品」

X (審判被請求人)の保有する本件商標に対し、平成27年4月22日、Y (審判請求人)が、商標法4条1項11号、同項10号、同項15号及び同項19号に該当するとして、商標登録無効審判請求

<sup>1</sup> 本稿は、弁護士、弁理士等の実務家有志が参加する研究会にて筆者が報告した内容に、当日の議論 を踏まえて加筆・訂正を加えたものである。

をした(無効2015-890035事件)のに対し、特許庁は、平成27年9月8日、本件商標の登録を無効とする旨の審決をした(以下「本件審決」という。)。

Xが平成27年10月16日(受付日)、本件審決の取消しを求める訴訟を提起したところ、知的財産高等裁判所は、本件審決を取り消した(以下「本件判決」という。)。

## 第2 本件審決の内容(概要)

#### 1 Y使用商標の周知性について

Yが平成4年の設立以来、Y使用商標を商品「時計」について使用し、我が国を含む世界各国で広告及び販売することによって、Y使用商標は、Yの業務に係る商品を表示するものとして、我が国においても、本件商標の出願及び登録査定時において需要者の間に広く認識されていた。

### 2 X商品の取引の実情について

Xは、インターネット上及び店舗等においてY商品の特徴と酷似した商品を販売し、その販売 又は雑誌等におけるX商品の紹介、宣伝をするに際して、Y商品及び引用商標(後記)並びにY 使用商標を著名な高級腕時計及び高級腕時計ブランドと認めつつ、これを引き合いとして挙げ、 X商品がパロディ商品である旨をその特徴としている。

### 3 商標法4条1項11号該当性について【肯定】

- (1) 引用商標
  - ア 登録第4978655号商標(以下「引用商標1」)

商標の構成 フランク ミュラー (標準文字)

登録出願日 平成17年3月25日

設定登録日 平成18年8月11日

指定商品 第14類「貴金属(「貴金属の合金」を含む。)、宝飾品、身飾品(「カフスボ

タン」を含む。)、宝玉及びその模造品、宝玉の原石、宝石、時計(「計時

用具」を含む。)」

イ 登録第2701710号商標(以下「引用商標2」)

商標の構成 FRANCK MULLER

登録出願日 平成4年3月5日

指定商品 第9類「眼鏡、眼鏡の部品及び附属品」

ウ 国際登録第777029号商標(以下「引用商標3」)

商標の構成 FRANCK MULLER REVOLUTION

国際登録出願日(事後指定)平成24年3月13日

設定登録日 平成25年5月2日

指定商品 第14類「Precious metals, unwrought or semi-wrought; personal ornaments of precious metal; key rings[trinket or fobs]; services [tableware]of

precious metal; kitchen utensils of precious metal; jewellerry, precious

stones, timepieces and cronometric instruments. \( \)